

#### 議事要旨(4) 収益認識基準の開発に関する意見募集の検討

小賀坂副委員長より、収益認識基準の開発に関する意見募集の検討について、審議資料に基づき説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

#### 意見募集文書の前文及び質問事項の記載について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 収益認識に関する会計基準の開発に向けた検討が、コンバージェンスの再開である側面を踏まえ、今後のコンバージェンスの方針を記載し、質問してはどうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- コンバージェンスの今後の方針については容易に記載できるものではなく、また、当該事項まで質問項目とした場合、IFRS 第 15 号に関する適用上の課題についての質問が埋没することを懸念する。
- ある委員より、次のコメントがあった。
    - 収益認識基準の開発の必要性については理解するものの、IFRS 第 15 号については本人・代理人の論点以外に有用性が感じられず、同基準の内容を出発点とすることは、コンバージェンスを理由にしなければ正当化できないのではないか。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 収益認識基準の開発について、IFRS 第 15 号の内容を出発点として検討していることは、我が国に収益に関する包括的な会計基準がないことや IASB と FASB がほぼ同一の内容の基準を公表している等の理由があるためと理解しており、今回の方法が今後のコンバージェンスのあり方を拘束するものではないと理解している。
  - システム対応や内部統制の整備等の影響が大きいと考えられるため、「IFRS 第 15 号や Topic 606 の強制適用日に適用が可能となることを当面の目標として」とする箇所について表現を弱めるべきである。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 適用時期の目標を記載することにより、予見可能性を高めることを意図しているが、適用時期の目安を置くことがよいのかも含めて、よく議論したい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
    - 収益認識に関する包括的な会計基準を開発することの意義は、2 か所に重複して記

載されているように見えるため、全体の量を絞り込む観点からまとめて記載すべきである。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

➤ 今後、開発を行うことの意義を問われることが多くなることを想定し、このような記載となっている。

- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
  - IFRS 第 15 号に関する適用上の課題を問う質問の文案について抽象的な記載となっているため、今後「IFRS 第 15 号に関して予備的に識別している適用上の課題」の記載と併せて、回答者が理解できるように修文していくべきである。

#### 「IFRS 第 15 号に関して予備的に識別している適用上の課題」の文案について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 文案の分量が多いうえ、IFRS 第 15 号のステップごとの記載になっているため、知見のない回答者にとって理解しづらいのではないかと。業種別に構成することや関係箇所を示すことなどの工夫が必要ではないかと。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

➤ 意見募集を行う目的は、業種別の関係箇所を完全には把握できていないためでもあるので、業種別の関係箇所を示すことは難しいが、回答者の理解に資するよう工夫を行いたい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 適用上の課題の区分として「経営管理に与える影響」及び「財務諸表作成プロセスに与える影響」と記載されているが、回答者の理解しやすい内容の区分に改めるべきである。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

➤ 適用上の課題の区分の記載は修文を検討したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 当委員会において事例に即した説明を聞くことにより理解が深まったため、本意見募集においても事例を紹介することに賛成する。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 論点の記載において事例を挿入することにより、理解がしやすいものの、記載いかんにより誤解を生じさせる懸念もあるため、今後も継続的に議論が必要である。

- 現在の文案の目次で提示されている論点が必要十分かどうかの判断は今後審議するか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 現在の文案の目次で提示している論点の内容をすべて記載したうえで、全体の分量を勘案しながら掲載する論点を決定していきたい。

- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。

- 「IFRS 第 15 号に関して予備的に識別している適用上の課題」の文案について、一部の論点で相当程度の分量となっており、最終的に膨大になることを懸念する。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 広範囲の業種が関係するため、資料の量が多くなることはやむを得ない考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 過度に要約した場合、理解度の低下や、誤解を生じさせる可能性があるため、現在の文案となっている。一旦、全体を作成したうえで、内容だけでなく資料の量も適切か改めて検討したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 別個の履行義務の識別の論点については広範な影響があると考えられるが、早い段階から重要性の適用についての判断基準を示すことにより、企業の検討対象を絞り込むことが可能となり、企業の負担は軽減できるのではないかと考えられる。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 基準を開発するにあたって重要性の適用を考慮することが考えられるが、どのような会計基準となるかを踏まえて検討すべき項目であり、初期段階から言及することは難しい。

以上